

商工まつり かわら版

第253号
小須戸
商工会

7月
の花
あさがお



商工まつり

開催中止のお知らせ

毎年、八月開催の「商工まつり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から小須戸まつりが中止になったことに伴い、小須戸燈籠押し合いまつりの前夜祭の位置付けにある商工まつりも併せて中止とさせていただきます。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

むかしむかし

令和三年夏場所の実施について

商業活性化委員会では、商店街活性化対策として、七月二十日(火)から八月二十日(金)まで「むすこい」すこ令和三年夏場所」と称した売出を開催します。(参加は四十六店舗)今回は過去に好評だったスタンプラリー形式の売出しを行います。
参加店で五〇〇円(税抜)以上のお買い物をすると台紙にスタンプを一

無料法律相談のご案内

新潟県商工会連合会では、毎月無料法律相談会を開催しています。通常は面談型の相談にて対応しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、電話にて相談を受け付けます。

【相談例】
・ 利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブルなど
・ 売掛金の回収、保証人に関するト

つ押しします。スタンプ五つで五〇〇円分の参加店共通商品券が先着一六〇名までもらえます。スタンプ三つで千〜三千円相当の参加店商品が抽選で二〜五名に当たります。

なお、台紙は新聞折込時にチラシと同封して配布される他、参加店でもらうことができます。詳しくは七月十五日(木)の新聞折込をご覧ください。小須戸でのお買い物をお楽しみください。

ラブルなど

・ 後継者への事業承継、遺産相続に関するトラブルなど
・ 商品販売に関するトラブル、交通事故の賠償など

【七月の相談日】
一日(木)、六日(火)、七日(水)、十四日(水)、十六日(金)、二十日(火)、二十七日(火)、三十日(金)

【相談時間】
いずれの日程も午前十時〜正午まで
一回の相談に付き三十分程度とさせていただきます。なお、相談時の電話料金は相談者負担となります。

【相談会場・申込先】
新潟県商工会連合会・広域指導センター(☎〇二五・二八三・一三二二)

【留意点】

今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性があります。ですので、ご利用の際は事前に新潟県商工会連合会・広域指導センターまでお問い合わせください。

＜消費税 インボイス制度＞
令和三年十月一日から「登録申請書」の受付を開始します

税務署では令和五年十月一日から消費税に関する「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入が始まるにあたり、令和三年十月一日から「登録申請書」の受付を開始します。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイスとは?

● 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイス制度とは?

● 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(また、交付したインボイスの写しの保管義務があります。)

● 買手は仕入税額控除の適用を受け

るために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

問い合わせ等

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

(<https://www.ntg.go.jp>) または下のコードからサイトへ



●専用ダイヤル（フリーダイヤル）

○二二〇二一〇五五五三

●受付時間 午前九時～午後五時

※土日祝日を除く

飲食関連事業者等を対象とした

「新潟県事業継続支援金」

新潟県では、コロナウイルス感染症拡大の影響で、飲食店の売上減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

支給対象者

●新潟県内の飲食店に対して、直接

かつ継続して商品・サービスを提供していること。ただし、タクシー事業者・自動車運転代行業者については、一般常用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること。

※この他の対象要件は、新潟県ホームページ等でご確認ください。

支給要件

●事業者全体の売上高について、令和二年十二月から令和三年八月までの期間において、二か月連続して前年同月比または前々年同月比で二〇%以上減少していること。

支給額

①県内で単独店舗又は事業所を営む事業者 二〇万円

②県内で複数店舗又は事業所を営む事業者 四〇万円

受付期間

令和三年九月三十日（木）まで

※締切日消印有効

申請方法

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で

「郵送」する。

※申請書は新潟県ホームページからダウンロードしていただくか、商工会へご相談ください。

申請書の宛先・問い合わせ先

〒九五〇〇九一六

新潟県新潟市中央区米山

四丁目一二十八藤巻ビル五階

事業継続支援金センター 宛

※郵送料は申請者負担。裏面に差出人の住所・氏名を必ず記載すること

電話番号 ○二五二二四八七二七〇

受付時間 午前九時～午後九時

※土日祝日を除く

日本政策金融公庫への事業資金のお申込みは「インターネット申込」が便利です!!

日本政策金融公庫では新しい生活様式に対応する他、手続きを円滑に進めるため、事業資金の相談やお申込みがインターネットでできるようになりました。

3つのポイント

- ①お申込みはネットで完結！来店・郵送は不要
- ②二十四時間いつでもお申込み可能

③新たな機能を追加し利便性が向上
詳細は同封したチラシをご覧ください。

ホームページを

活用してみませんか

商工会では当会ホームページの商店街に掲載する事業所を随時募集しています（小須戸商工会 商店街情報）で検索）。また、自社のホームページを作りたい方にはホームページ作成サービス「グープ」の商工会員向けプランをご紹介します。

利用は無料ですので、興味のある方は商工会までお問い合わせください。

NICO を活用してみませんか

あらゆるシーンで NICO をご利用ください！

■NICO総合相談窓口
<https://www.nico.or.jp/>

☎ 025-246-0025
✉ info@nico.or.jp